

# あきる野市障がい者福祉計画（素案）について

## 1 策定の趣旨

「あきる野市障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものになります。

### (1) あきる野市障がい者計画（平成30年度～平成32年度）

平成27年度から平成32年度までの計画期間を、下記の2つの計画との兼ね合いや「国の障害者基本計画」が平成30年度から新たなものとなることに合わせ、見直しを行う。

また、他の(2)(3)の計画に合わせ、計画期間を今後3年間とする。

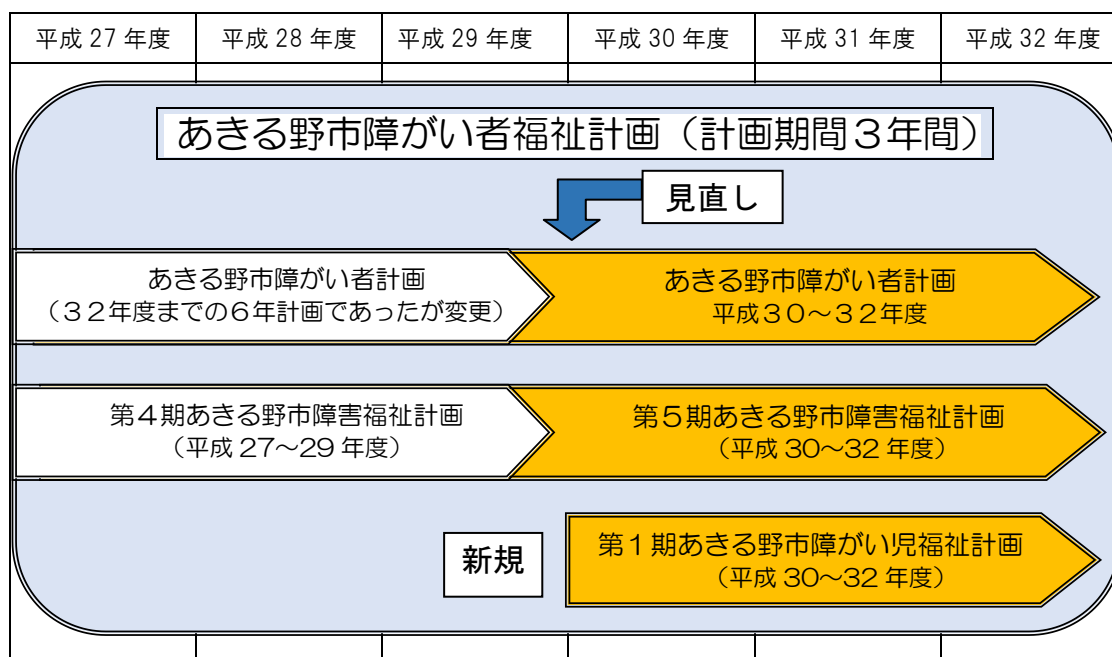
### (2) あきる野市障害福祉計画（第5期：平成30年度～平成32年度）

第4期計画（平成27年度～平成29年度）が改定年度を迎えるため、見直しを行い、「第5期障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）」を策定する。

### (3) あきる野市障がい児福祉計画（第1期：平成30年度～平成32年度）

児童福祉法の改正により、新たに「障がい児福祉計画」を定める。

## 2 計画期間



### 3 基本理念

現計画の2つの基本理念を踏襲した上で、障がい者の「自分らしさ」「自らの意思に基づき行動する」趣旨を加え、下記の2つの基本理念と6つの基本目標を掲げ施策の推進を図ります。

【基本理念】

障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を活かして、輝くまちづくり



【基本目標】

基本目標1 障害や障がい者に対する理解の促進と相談支援体制の充実



障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

基本目標2 地域生活を支援するサービスの充実



自立した生活の支援と意思決定支援の促進

基本目標3 保健・医療の充実

基本目標4 障がい児支援の充実

基本目標5 安心して地域で生活できる環境づくり

基本目標6 就労や社会参加による生きがいづくり

## 基本目標1 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

施策の方向	施策	具体的な施策
1 障害や障がい者に対する理解の促進	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消法の周知・啓発
		障害者週間等におけるイベント・講演会の開催
	(2) 啓発・広報活動の推進	広報紙・ホームページを通じた広報活動の充実
		市職員に対する障がい者理解の周知・啓発
		障害に関するシンボルマークの周知・啓発
		身体障害者補助犬の普及・啓発
		<b>投票所における配慮</b>
	(3) 福祉教育の充実	障害や障がい者に対する理解を深める教育の充実
		交流及び共同学習の推進
		地域住民との交流の推進
		<b>小・中学校における障害理解の周知・啓発</b>
	(4) ボランティアの育成・支援	ボランティア体験事業の促進とボランティアの育成
2 権利擁護の推進	(1) 成年後見制度等の利用促進	成年後見制度利用支援事業の推進
		成年後見制度等の周知・啓発
	(2) 虐待防止の推進	障害者虐待防止センター機能の充実
		障害者虐待防止法の周知・啓発

## 基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進

施策の方向	施策	具体的な施策
1 相談支援体制の充実	<b>(1) 身近で分かりやすい相談窓口の充実と相談支援体制の強化</b>	<b>身近で分かりやすい相談窓口の充実</b>
		相談支援事業の充実
		身体・知的障害者相談員のあり方の検討
		計画相談支援事業(サービス等利用計画)の推進
		基幹相談支援センターの設置に向けた検討
2 地域生活を支える支援とサービスの充実	(1) 地域福祉ネットワークの強化	地域自立支援協議会の活性化
		障がい者団体活動への支援
		民生委員・児童委員との連携
	(2) サービス提供体制の充実と質の向上	訪問系・日中活動系サービス等の充実
		地域生活支援事業の充実
		苦情等への対応の充実
	(3) 障害福祉を支える人材の確保・育成	福祉人材の確保・育成
3 経済的支援の実施	(1) 年金・手当・助成制度の周知・実施	障害年金制度の周知
		手当や助成金の給付
		市手当・助成金給付事業の新たな方策の検討
	(2) 各種割引・減免制度の利用促進	各種割引・減免制度の周知

### 基本目標3 保健・医療の充実

施策の方向	施策	具体的な施策
1 保健事業の充実	(1) 疾病の早期発見と予防の促進	健康診査事業等の推進
	(2) 精神保健福祉の充実	精神保健福祉における相談支援体制の充実
		精神障がい者に対する地域移行・定着の推進
	(3) 難病患者に対する支援の充実	難病に関する相談支援体制の充実
		災害時難病患者等個別支援計画の整備
	(4) 高次脳機能障がい者に対する支援の充実	<b>高次脳機能障がい者の実態の把握</b>
		高次脳機能障がい者に対する関係機関の連携による支援体制の充実
<b>(5) 重症心身障がい者に対する支援の充実</b>	<b>重症心身障がい者に対する支援体制の充実</b>	
2 医療の充実	(1) 医療費の助成と医療との連携	自立支援医療、心身障害者（児）医療費助成制度等の周知
		かかりつけ医の普及と情報提供体制の充実

## 基本目標4 障がい児支援の充実

施策の方向	施策	具体的な施策
1 障がい児支援体制の充実	(1) 障がい児や家族に対する支援体制の充実	療育相談・就学相談等による家族支援の充実
		<b>医療的ケアを必要とする児童への支援の充実</b>
		<b>障がい児支援に当たる関係機関の支援体制の充実</b>
2 早期発見・早期療育の推進	(1) 妊婦・乳幼児に対する保健事業の充実	妊婦に対する母子保健事業の充実
		乳幼児健康診査の実施
		乳児家庭訪問事業の充実
	(2) 未就学児への療育の推進	保育・就学前後の支援体制の充実
		<b>障害児支援サービス(児童発達支援等)の実施と児童発達支援センターの充実</b>
		<b>保育所等訪問支援サービスの充実</b>
		ファミリー・サポート・センター事業の充実
		相談支援ファイルの利用促進
	<b>(3) 発達障がい児に対する支援の充実</b>	<b>発達障がい児に対する支援の充実</b>
		発達障がい児に対する支援策の検討
3 学齢期の子どもの教育・療育の推進	(1) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実
		通級による指導の充実
		副籍制度による特別支援学校との連携
		教職員研修の充実
	(2) 教育相談等の充実	就学・教育相談の充実
		巡回相談の実施
	(3) 休日、放課後等余暇活動の支援	障害児支援サービス(放課後等デイサービス)の実施
		居場所づくりの取組

## 基本目標5 安心して地域で生活できる環境づくり

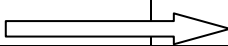
施策の方向	施策	具体的な施策
1 居住環境の整備とバリアフリー化の推進	(1) 住まいの確保・整備	グループホームの整備と入居支援の充実
		住まいの相談と民間住宅入居支援事業の実施
	(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設等のバリアフリー化の推進
		住宅のバリアフリー化の促進
2 防災・防犯対策推進	(1) 防災対策の充実	防災知識の普及・啓発
		避難行動要支援者への支援の充実
		地域における見守りの推進
		緊急通報システムの設置の促進
		災害時難病患者等個別支援計画の整備 [再掲]
	(2) 防犯対策の充実	防犯対策の推進
		消費者被害防止の取組
3 情報提供・意思疎通支援の充実	(1) 情報提供の充実	「障がい者福祉の手引」の発行
		音訳・点訳による情報提供の充実
	(2) 意思疎通支援の充実	<b>手話のできるあきる野市民の養成</b>
		手話通訳者等の派遣
		<b>市窓口における意思疎通支援の充実</b>

## 基本目標6 就労や社会参加による生きがいづくり

施策の方向	施策	具体的な施策
1 企業就労の促進	(1) 企業就労に向けた支援体制の充実	就労支援ネットワークの構築
		就労・生活支援センター機能の充実
		ハローワークとの連携による就労の促進
	(2) 市内における雇用機会の創出	地元企業への雇用の創出 <b>市役所職場体験実習など職場体験機会の提供</b>
2 日中活動の充実	(1) 福祉的就労の充実	福祉的就労の場の充実
		地域自立支援協議会における就労支援事業者の連携の強化
		地域活動支援センターの充実
	(2) 生活介護事業の充実	生活介護事業の充実
	(3) 工賃の向上に向けた事業者ネットワークの強化	工賃向上の取組の推進
		障害者就労施設等への優先調達の推進
自主製品の開発支援・販路拡大の取組		
3 社会参加の促進	(1) スポーツ・芸術文化活動への参加の促進	<b>オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ活動への参加の促進と機運の醸成</b>
		芸術文化活動の支援
	(2) 地域活動への参加の促進	各種事業への積極的な参加の促進
		各種事業主催団体への障がい者理解の促進
		ヘルプマーク、ヘルプカードの活用の促進



#### 4 障害福祉計画における国の基本指針の改正の主なポイント

項目	第4期計画 	第5期計画
福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）	(1)29 年度末までに 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行する。 (2)29 年度末時点の施設入所者数を 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上を削減する。	(1)32 年度末までに 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上を地域生活へ移行する。 (2)32 年度末時点の施設入所者数を 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上を削減する。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		32 年度末までに圏域または市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
地域生活支援拠点等の整備（継続）	29 年度末まで地域生活を支援する機能を集約する拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備する。	32 年度末まで地域生活を支援する機能を集約する拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備する。
福祉施設から一般就労への移行等	(1) 29 年度中に福祉施設から一般就労への移行実績を平成 24 年度の 2 倍以上とする。 (2) 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を 25 年度末実績の 6 割以上増加する。 (3) 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を 29 年度末において全体の 5 割以上とする。	(1)32 年度中に福祉施設から一般就労への移行実績を 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。 (2)32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を 28 年度末実績の 2 割以上増加する。 (3) 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を 32 年度末において全体の 5 割以上とする。
就労定着支援による職場定着率（新規）		就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とする。
障害児支援の提供体制の整備等 （障がい児福祉計画に係る目標として新設）		(1)32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 ケ所以上設置する。 (2)32 年度末までに保育所等訪問支援施設を利用できる体制を構築する。
医療的ケア児に関する協議の場の設置 （障がい児福祉計画に係る目標として新設）		30 年度末までに保育、保健医療、教育、障害福祉、就労支援等の関係機関が協議の場を設ける。
重症心身障がい児等への支援体制確保 （障がい児福祉計画に係る目標として新設）		32 年末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保する。

## 5 今後のスケジュール（予定）

平成30年1月15日から1月29日まで	パブリックコメントの実施
平成30年2月上旬	障がい者福祉計画策定委員会の開催
平成30年2月中旬	市長へ報告
平成30年3月末	計画の策定